

- 屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安や屋内退避中の一時的な外出の考え方等に関する**原子力災害対策指針の改正がなされたことを踏まえた所要の修正を行う。**
- その他、防災基本計画の修正等を踏まえた所要の修正を行う。

主な修正内容

1 原子力災害対策指針の改正（令和7年10月）に基づく修正

- 屋内退避の継続の可否や一時的な外出の可否等について国が判断するとされたことを踏まえ、**県、市町村が国と連携して住民等へ周知することを追記**【P65、66】
- UPZにおいては屋内退避が基本であることを明確化するための記載の修正【P11】
- 施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備段階の明確化【P10】
- 場所を示す場合について、「PAZ内」「UPZ内」 → 「PAZ」「UPZ」に修正【P10、11、36、40、66、68、74】
- 「区域の特定」 → 「地域の特定」に修正【P12、68、69、72】

2 防災基本計画原子力災害対策編の修正（令和7年7月）に基づく修正

- 「対策拠点施設」 → 「オフサイトセンター」に修正【P14、20、22、24、26、27、28、30、44、57、60、61、65】

3 その他

- 青森県地域防災計画（風水害対策編等）において、指定地方行政機関に管区行政評価局が指定されたことによる所要の修正【P17】